

日バス協企労第323号  
平成28年10月11日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会  
会長 上杉 雅彦

平成28年度最低賃金周知広報について（周知依頼）

平素より、当協会の活動に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。  
標記について、厚生労働省労働基準局長より、別添のとおり、平成28年度の地域別最低賃金については、9月中にすべての改定告示が行われ、10月1日から順次改定額が発効するので、地域別最低賃金の額の周知方協力依頼がありました。  
つきましては、御多用中のところ誠に恐縮ですが、貴協会傘下事業者に周知方よろしく願いいたします。



基発0930第12号

平成28年9月30日

公益社団法人 日本バス協会 代表者 殿

厚生労働省労働基準局長



平成28年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成28年度の地域別最低賃金額の改定については、平成28年9月中に改定公示のすべてが行われ、平成28年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定が予定されています。

これら改定された最低賃金額（以下「改定最賃額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

については、貴団体におかれましても、広報誌等において、同封の広報原稿例を参考に、改定最賃額の周知・広報について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。



(広報原稿例)

## 地域別最低賃金額が改定されました

- 都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、10月1日から順次発効します。
- 最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。
- 最低賃金は、パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。
- 仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（罰金：上限50万円）が定められています
- 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金が適用されます。

平成28年度地域別最低賃金改定状況								
都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	786	H28.10.1	石川	757	H28.10.1	岡山	757	H28.10.1
青森	716	H28.10.20	福井	754	H28.10.1	広島	793	H28.10.1
岩手	716	H28.10.5	山梨	759	H28.10.1	山口	753	H28.10.1
宮城	748	H28.10.5	長野	770	H28.10.1	徳島	716	H28.10.1
秋田	716	H28.10.6	岐阜	776	H28.10.1	香川	742	H28.10.1
山形	717	H28.10.7	静岡	807	H28.10.5	愛媛	717	H28.10.1
福島	726	H28.10.1	愛知	845	H28.10.1	高知	715	H28.10.16
茨城	771	H28.10.1	三重	795	H28.10.1	福岡	765	H28.10.1
栃木	775	H28.10.1	滋賀	788	H28.10.6	佐賀	715	H28.10.2
群馬	759	H28.10.6	京都	831	H28.10.2	長崎	715	H28.10.6
埼玉	845	H28.10.1	大阪	883	H28.10.1	熊本	715	H28.10.1
千葉	842	H28.10.1	兵庫	819	H28.10.1	大分	715	H28.10.1
東京	932	H28.10.1	奈良	762	H28.10.6	宮崎	714	H28.10.1
神奈川	930	H28.10.1	和歌山	753	H28.10.1	鹿児島	715	H28.10.1
新潟	753	H28.10.1	鳥取	715	H28.10.12	沖縄	714	H28.10.1
富山	770	H28.10.1	島根	718	H28.10.1			